

第4号
(2015.2~2015.6月)

MAITACHI
SHOUJI

まいたち昇治

『活動報告』



「ご挨拶」



『会いに行ける国会議員みわちゃんねる 突撃永田町!!』にゲスト出演(H27.2.18)

いつも大変お世話になり、

厚くお礼申し上げます。

第189回通常国会は95日間の延長で戦後最長の会期となりました。集団的自衛権の一部を認めることを主な内容とする平和安全法制の審議が未だ参議院で続いています。第2次大戦後の国連の成立や枠組み、米国やロシア等の常任理事国が持つ拒否権による機能不全を補完する国連憲章の自衛権の存在、国連軍が派遣されるまでの間の個別的自衛権と集団的自衛権の意義等をはじめ、「憲法第9条は主権国として有する固有の自衛権を何ら否定していない。自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置は、国家固有の権能の行使であり、憲法は何らこれを禁止していない。日本の存立の基礎に重大な関係を持つ高度の政治性を有するものが違憲であるか否かの法的判断は、司法裁判所の審査に原則としてなじまず、一見明白に違憲無効と認められない限り、裁判所の司

法審査権の範囲外にある。」との最高裁判決、更には、中国の軍事力増強や領土拡大の野心、日本に10分で到達する弾道ミサイル保有の北朝鮮、国際的なテロ集団や海賊等の脅威を現実的に直視すると、今回の法整備は必要と考えますが、未だ国民に十分理解が進んでいない状況でありますので、引き続き分かりやすく丁寧な説明に努めてまいります。

このほかにも、2020年のプライマリーバランスの黒字化（毎年の予算で借金を返す額以上に借金をしないことを意味し債務残高の減少を実現）に向けた財政健全化計画が6月に政府で策定される等、重要な政策決定が多くなされました。日本は資産大国でもあり、「経済再生なくして財政再建なし、地方創生なくして日本の未来なし」との想いで臨んだ結果、公共事業や農林水産、商工業をはじめ、年金、医療、介護、子育ての社会保障予算、そして地方団体の財源が必要以上に削減されることのない妥当な財政計画に落ち着きました。今後とも、バランスよく経済再生と財政健全化を図ってまいります。

最後に、懸案の参議院選挙制度改革について触れます。人口が少ないとの理由だけで、国に最も近い民主主義の単位として定着した県と県を一括りにし地方の議員を削減する合区については、これまで様々な角度から反論し、最高裁判決をクリアできる前提で、投票率の加味等、政治や選挙への関心を高め、地方創生に資する対案を何度も主張してきましたが、自民党が参議院で過半数を持つてないばかりに、わずか1カ月弱の議論で成立してしまいました。それも国民的議論はおろか、合区対象県の現場の声も聞かずに。私は参議院の採決の場で退場し棄権しましたが、今でも反対の姿勢は変わりませんし、人口格差と表裏一体である地方の格差にもっと光が当てられるべきと考えています。

ここで、棄権した理由を補足させて頂きます。今回、短期間の議論でしたが、多くの自

民党議員が合区反対の意見表明をし、緊急避難的措置として断腸の思いで法案に臨んでいることが分かり、自民党と地方の将来に一縷の望みが持てました。また、採決前に、谷垣自民党幹事長や茂木選挙対策委員長等党執行部から、各県から1人の代表を確実に出せるよう責任を持って対応することや憲法改正に取組むことが明言されました。この状況を踏まえつつも、未だ具体策の提示がなく今後の状況を見極める必要があると判断しましたので、今回の改革法案には処分を覚悟の上、態度保留として棄権した次第です。この問題はまだ終わっていないため、次回の活動報告にて一連のご報告をさせて頂きます。

10年後の団塊世代の75歳以上問題やその後の深刻な人口減少社会を鑑みると、日本の再生に残された時間はそう多くはありません。地方創生の推進のため、地方の実情を法律や予算に一層反映する必要があります。現在の鳥取は、スタバもスナバもその他のアナバもあり今後の成長が楽しみな明るい側面と、深刻な人口減少社会で多くの町村が消滅危機の可能性を抱える暗い側面との両面があり、まさに将来の明暗を左右する分岐点に立っています。こうした時に、いかに鳥取で安定した雇用を作り、鳥取への人の流れを作っていくか、夫婦共に社会で活躍しながら安心して子育てができる環境を整備できるか、郷土愛の絆で皆が地域社会の存続に取り組んでいくか、周辺や関係のある地域と連携して活性化の取組を行っていくか等々、やるべきことが実に多くありますが、鳥取と地方の明るい未来を皆様とともに切り開いてまいりたいと思います。

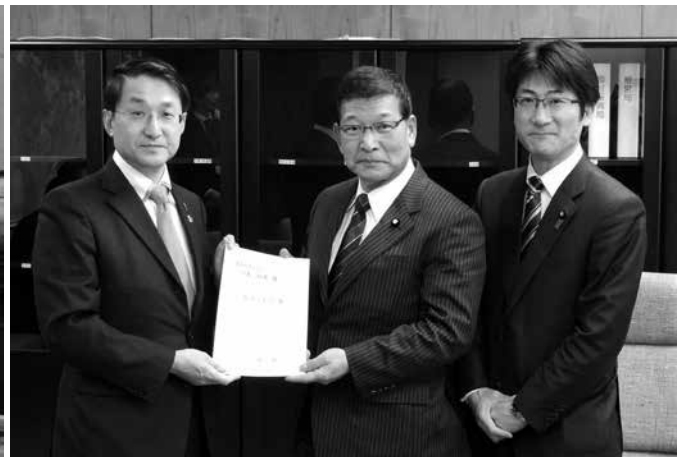
おわりに、日頃の皆様の温かいご支援、ご協力に改めて感謝申し上げますとともに、皆様の益々のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます。今後とも変わらぬご厚誼のほど、何卒よろしくお願い致します。

平成27年1月～6月

第189回通常国会における舞立昇治の主な質問の機会



2015.5.7 安倍総理総裁参議院選挙制度改革の申入れ



2015.3.3 小泉農林水産副大臣へ要望(東京)

農林水産委員会

平成27年4月7日

- 米価の下落問題に対する追加対策の全体像の概要
- 稲作農業体質強化緊急対策事業のような米の生産コスト縮減策の継続
- 米穀周年供給・需要拡大支援事業の継続・弾力的な運用
- 今後の再生産可能な水田農業の維持にむけての将来展望

質問(舞立)

昨年は新農政スタート元年の重要な年でありましたが、新制度立ち上げの準備が十分でない中で米価の下落の問題が相当な衝撃を地方に与えたところ です。

そこで、米価の回復がなかなか実感できない中で、これから二十七年産米の作付けの準備が始まりますが、農家の皆さん、二十七年産の米価がどうなるのか、中長期的に再生産可能な米作りをやっていけるのか、今不安な状況でいっぱいでございますので、それについて質問していきます。

まず、米価の下落問題で大きな影響を与えたのが、やはり概算金の大幅な引下げだったと思いますが、この概算金の問題は後に回すとして、直近の相対取引価格、全銘柄平均価格はどの程度で、前年同時期やこれまでの水準と比べてどの程度低いか伺いますとも

に、また、私の地元鳥取県におきます相対取引基準価格と直近の相対取引価格の差、そして各県の相対取引基準価格と直近の相対取引価格の差は、一俵当たり大体どの程度マイナスの乖離があるのか、そしてその乖離幅というのはこれまでと同じくらいの水準なのか、又は大きいのか小さいのか、その辺について伺います。

答弁(松島生産局長)

まず、相対取引価格の全銘柄平均価格ですけれども、二十六年産米の本年二月の水準は、一俵当たり一万二千四十四円です。前年産の同時期の価格が一万四千五百一円、また、同時期の過去五年間の平均を見ますと一万四千七百三十円となっています。したがって、二十六年産の二月の水準というのは、同時期の前年産に比べて一俵当たり二千五百円低い状況、過去五年間の平均に比べまして一俵当たり二千七百円低い水準になっています。

また、鳥取の米の価格については、鳥取コシヒカリについて見ますと、全農系統が卸などに販売する際の販売希望小売価格でございます相対取引基準価格は、一俵当たり一万三千六百六十六円となっています。直近の相対取引価格は同じく一万二千四百六十六円でございますので、相対取引基準価格に比べまして一俵当たり千五百円程度低い水準となっております。

また、各県の相対取引基準価格と相対取引価格の差の状況については、こ

これは各産地、また品種ごとに様々でして、一番差が小さい産地では一俵当たり百円というところもありますし、大きな産地で見ますと一俵当たり二千八百円の差があるというところもある状況です。

最後に、相対取引基準価格と相対取引価格の価格差についての過去との比較ということでございますが、これも産地によりまして価格差が大きい場合、小さい場合、様々でございますが、一概に傾向を申し上げることは難しい状況です。

質問(舞立)

今の相対取引の関係で一万二千円ぐらいということ、非常に厳しいという状況だと思えます。よく言われるのが、全国の平均の生産コストが約一万六千円、一俵当たり。そして、十五ヘクタール以上の農家でも約一万一千円と。この相対取引が一万二千円ということで、手数料とか差引かれると手元には一万円ぐらしか残らないと思えますので、非常に再生産可能かどうかと言われると大変厳しい状況と思っています。

マイナスの乖離幅については一概に言えないということですが、大きいところもあるところでして、そこは非常に定価と実際の価格、取引価格との差が大きいということは非常に苦戦しているという状況でもあると思えますので、引き続きこの問題についてはきちんと取り組んでいかないといけないと思

っています。

そこで、昨年の深刻な米価下落問題を受けまして、これまでの間、農林水産省としても予算算として非予算の両面から一定の追加対策を講じて頂いていることについては感謝を申し上げたいと思っておりますけれども、その追加対策の全体像の概要について、米農家の方々にも分かりやすいよう丁寧な説明をお願いいたします。

答弁(松島生産局長)

二十六年産の米価下落に対処するために、緊急対策として、まず、ナラシ対策による収入減少に対する補填といったものを実施するほか、米の直接支払交付金の早期支払の実施ということや、二点目として農林漁業セーフティネット資金の実質無利子化、さらに平成二十六年補正予算において、米の生産コストを低減し、米価の変動にも対応できるように稲作農業の体質強化を図るための対策を実施したところです。

質問(舞立)

先ほどの説明でありました、昨年度の補正予算の稲作農業体質強化緊急対策事業、この二百億円につきまして、当初、非常に締切り期限が短くて、そして事業内容もなかなか正確に伝わらなくて現場に混乱が起きて、申請を諦めた方も少なからず存在したところですから、けれども、何とか弾力的な運用ということで締切り期限を延長して頂き、ある程度この補正の目的は果たせたん

じゃないかと思っています。

本事業のような米の生産コスト縮減による体質強化の取組は、すぐに効果が出ていくといったようなものでもなくて、私は継続して取り組むことが重要であると思っています。一回限りで済ますのではなくて、現場の意見を聞いて、より一層使い勝手を良くするなど、改良を加えながらある程度の期間継続支援して頂きたいと思いますが、御見解を伺います。

答弁(小泉副大臣)

先生御指摘のとおりでして、二十六年産の米価下落に鑑みて、稲作農業の担い手が意欲を持つて二十七年産米の生産コスト低減に取り組んで頂くことが重要ですので、二十七年産米の営農計画に間に合うよう緊急対策として二十六年度補正予算で対応したところです。

稲作の生産コストの低減につきましては、日本再興戦略、これは二十五年六月十四日に閣議決定をされましたけれども、今後十年間で、現状の全国平均、現在一万六千円、六十キロに対してです、これを、担い手の生産コストを四割ほど低い水準、九千六百円にする目標を掲げておりまして、引き続き取り組みべき課題であると考えています。

この目標の実現に向け、当然しっかりと進めなくちゃいけませんので、農地中間管理機構の活用により農地集積を進めること、これが一点です。二点目には、作期の分散が可能な品種の組

合せや、直播栽培の導入等省力栽培技術を導入すること、これも重要です。三点目は、安価な未利用資源を肥料に活用することや、安価な農業機械の導入等、生産資材費を低減すること等によりコスト低減の取組を進めているところですので、今後とも現場の意見を聞きながら丁寧に取り組んでまいります。

質問(舞立)

小泉副大臣から、引き続き取り組む課題と認識しているとの大変有り難い御答弁を頂きました。続いて、先ほど松島生産局長からの説明にちよっとなかったわけですけれども、今、農林水産省としまして、先ほどの米価の下落問題の追加対策の中で、本年度当初に新規事業として米穀周年供給・需要拡大支援事業、五十億円というものが措置されています。

私はこれ非常に有り難いと思っております、なぜかと申しますと、これまで農林水産省は、出口対策、米のですね、が緩いという入口の作付け計画が徹底せず、かえって需給が緩むという考え方から、作付け段階の規制が最も効果的という立場でそのような政策を取られてきたと思えますが、昨年の米価下落問題を通じて、出来秋以降の必要に応じて、周年安定供給のための長期計画的な販売や、輸出用として非主食用など他用途への販売などによる主食用米の需給調整を行うことの意義や役割について、あくまで産地主導の取組に対する支援

という形とはいえ、国としてある程度認識して頂いたこの事業は評価したいと思います。

本事業については、やはり気象の影響などにより必要に応じて対策を講じるものという性質であるため、主食用米の需給調整を適切に行っていくためにも、今年度だけでなく、やはりこれも二十八年度以降もしっかりと継続していく必要があると思います。

これについての見解をまず伺うとともに、この事業の支援対象の取組について、非主食用への販売や輸出向けの販売促進等とされてますが、この「等」の中には様々な取組があると思います。今ここで私から、こういう取組はマルですかバツですかという問いかけをして、バツと言われると悲しいので、取りあえず具体的な話は抜きにして、今後、予算の執行に当たり、現場の意見をよく聞きながら、様々な取組に支援が可能となるよう弾力的な運用に努めて頂きたいと考えますが、これについても見解を伺います。

答弁(佐藤政務官)

米の需給と価格の安定を図っていくためには、当然、生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産、販売が行われる環境を整備することが極めて必要であると考えます。このため、平成二十七年の予算におきまして、産地であらかじめ生産者等が積立てを行った上で、長期計画的な販売や輸出用などの他用途への販売を

行う場合に国が支援する当事業を五十億円講じることとしており、これらを活用して需給安定に向けた産地の自主的な取組を支援することにしていきます。

この事業の実施に当たり、委員御指摘のとおり、現場の声によく耳を傾けながら、事業の効果が上がるよう適切に対応してまいります。また、平成二十八年度以降の取扱いにつきまして、平成二十七年の事業の実施状況を見極めた上で適切に判断してまいります。



2015.4.11 第2回智頭河畔「桜Cafe フェスティバル」(智頭町)



2015.4.5 JA鳥取グループ「春の便りを感じる健康ウォーク」

質問(舞立)

佐藤政務官からも力強いお言葉を頂きました。是非柔軟な対応をよろしくお願ひします。続いて、米の安定取引に移りますが、やはり播種前契約の拡大、透明性のある概算金や価格の形成など多くの課題が存在しますが、こうした課題の解決に向け、農林水産省としては、昨年十二月から、米の集荷業者、そして卸、小売業者、そして中食、外食業者といった、いわゆる米流通に係る川上、川下の取引関係者で構成される米の安定取引研究会を立ち上げられ、先週報告書を取りまとめたと思います。この報告書の内容を伺うとともに、この報告書を受けて、今後、国としてどのように対応していくのか伺います。

答弁(佐藤政務官)

米には供給量の変動に対し価格が比較的大きく変動する性質があり、生産者や流通業者、中食、外食業者にとって、その経営上、価格などの変動リスクが大ききという実態があります。こうしたリスクを軽減し、米の安定取引を拡大するためには、播種前契約や複数年契約等を推進していくことが重要であると考えていました。

今回の報告書について、主に三点報告します。一点目は、米の売手、買手双方が安定取引の拡大を望んでいること。二点目に、安定取引の拡大を進める上で、需給動向以外の不透明な要因で価格が大幅に変動することが課題と

なっていること。三つ目に、この点に関連して、概算金の水準は市場価格に影響を与えていますが、明確な根拠が示されず大きく変動する形で設定されており、その設定方法の透明化が図られることが望ましい。こうした御意見を頂戴したところです。

今後は、米の流通に関わる取引関係者それぞれが報告書の内容を踏まえて適切に対応することが期待されるわけですが、そうした中で、農林水産省としては、一点目に、報告書の内容を、生産者サイドのみならず卸、小売業者、実需者等も含め広く関係者に周知をしてまいります。二点目に、生産者と実需者等のマッチングの支援等をしつかりと講じてまいりたい決意です。

質問(舞立)

関係者への適切な周知、そして関係者の間での適切なマッチングの支援ということですが、できる限り国としても米の安定取引がなされるよう、現実的にきちんとワークするよう適切な目配り、配慮をお願いします。

今回の米価の下落問題を含め、一連のこの農政改革につきましては、やはり米農家、その中でも特に小規模零細家族農家の方ですとか米作中心の大規模専業農家の方の中にはこれまでの米政策の累次の変更に失望や怒りを感じている方が少なからず存在しており、また、将来への不安も大きく、地元では、耕作をやめて受け手もない農地があちこちで出てきているということも

同っています。耕作をやめて農地が出るといふことで、じゃ、中間管理事業でやればいいじゃないかという声が出てきそうですけども、なかなかそこでも対応できていないという情報、地域もあります。やはり、農業を実際に営む方の意欲と創意工夫こそが農業、農村の発展の原動力になると私は確信しています。

この点、まずは丹精込めて作られた農産物に敬意を払うことから始まり、林大臣もおっしゃっていますように、一度決めたからもう変えないという硬直的な対応ではなく、状況に応じて弾力的に制度の見直しを不断に行う姿勢を持つて現場の農家の方々に丁寧な理解と協力を求めていく必要があると思っています。

そこで、新農政二年目を迎える中で、いまだ新農政に対する周知が現場の最前線にいる農家の方々まで広く十分に行き届いていないと私は感じていますので、今般の米政策の改革に至る経緯や意義、必要性等について改めて現場に對しまして丁寧に説明頂きますとともに、今後どのようにして再生産可能な水田農業を維持していくのか、国民の主食に関わる、食料安保上の問題としても非常に重要な問題であり、中山間地域を始め、地域ごと、経営ごとに国が責任を持って水田農業の将来展望を具体的に示していくことが必要と考えますが、これらを含め、今後の国の関与や支援の在り方についてどのように考えているのか、大臣の見解を伺い

ます。

答弁(林大臣)

まずは、我が国におけるこの主食用米の需要、日本人が米を食べなくなつたといふことですが、大体毎年八万トンずつこの需要が減少していきまして、来年、再来年良ければそれでいいといふことではなく、五年、十年先を見通した時もやはり持続的にこれならやっていたいけると、こういう構造を確立することが大事であり、そういう姿を示すことにより新しい方にもどんどん入ってきて頂かなければいけないといふことで大きな政策の見直しを行ってきたところですよ。

その中で、やはり需要が八万トンずつ減っていく、この需要というものに応じ生産を進める。一方で、水田というのは貴重な生産装置でもありますので、この水田のフル活用といふことを一方で図らなければならぬ。これを両立させるために、需要のある麦、大豆、飼料用米等、こういうものの生産を拡大する政策が必要であるといふことがまず一点です。

それからもう一つは、経営感覚を持った農業者の皆さんの経営により、消費者ニーズにきめ細かく対応した米の生産、これを行つてもらわなければいけませんので、そういう農業者の、今現場の方の頑張りと、こういうお言葉がありました、まさにその創意と工夫を最大限引き出していくような環境を整えるのが我々の役割であろうと考え

ています。具体的には、二十五年の十二月に米政策の見直しを決めて、生産数量の目標の配分を行政によって行っていました、三十年産を目途に、マーケットを見ながら農家の皆様から経営判断で作物を作れるように環境整備を進めるといふこと、そして、主食用米から需要のある飼料用米などの主食用米以外への転換を進め、水田をフル活用して頂くと。もって食料自給率、食料自給力の向上を図っていく、こういう形にしたわけです。

さらに、先月、食料・農業・農村基本計画を閣議決定して頂きましたが、十年程度先まで施策の方向等を示す、こういう中で、米政策改革の着実な推進、それから飼料用米等の戦略作物の生産拡大、これを明確に位置付けていますほか、生産者が所得増大等に向けて具体的にイメージを持つて取り組んでいただけるように三十五の農業経営モデルといふものを示していますが、この中で、水田作についても規模拡大や経営複合化等を図る七つのモデルを提示しているところです。特に、中山間地域の水田作については、集落営農の広域化による作業効率化、それから担い手の確保等を図るモデル、こういうものを提示しているところです。

今後、この基本計画、モデルを含めて説明、周知する機会を大いに増やしていくことにより、この経営モデルについて、まさに今、舞立委員からお話がありましたように、キャッチボール、一方向的に説明するのではなくて、その

説明に對して意見を出してもらつて交換をしていくと、こういうことをやって、この具体化に当たっては、きめ細かいキャッチボールをしながら、地域の実情はそれぞれだと思ひますので、地域の実情に應じてきめ細かく対応してまいりたいと思ひています。



2015.4.11 若桜鉄道SL走行社会実験出発式(若桜町)

平成27年4月14日

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の施策の進捗状況
- 青年就農給付金、農の雇用事業の運用実績と制度の改善状況
- 青年就農給付金(経営開始型)の250万円の所得制限に対する運用の改善

質問(舞立)

今般改訂した食料・農業・農村基本計画について、この計画的な実行に当

たり、現在政府の方で重点的に取り組んでいる農林水産業・地域の活力創造プラン、この着実な推進が重要だと思いますが、このプランの現在の進捗状況に対する評価をまず伺います。そして、取組が順調なものは大いにPRして頂くとともに、やはり農地中間管理事業による農地集積の推進など、ともすると取組が十分に進んでいない施策については今後どのように対応していくのかも含めて、見解を伺います。

答弁(林大臣)

安倍内閣で一連の農政改革を進めています。農林水産業・地域の活力創造プランについては、需要フロンティアの拡大、バリューチェーンの構築、生産現場の強化、そしてそれに加えて車のもう一方の車輪である多面的機能の発揮、これを四つの柱として各般の施策を講じてきたところです。農地中間管理機構の創設を始め、必要な法制度の見直しも着実に措置をしてきており、今国会にも農協法等の改正法案を提出させて頂いています。

施策の進捗状況ですが、まず、この農林水産物・食品の輸出額ですが、過去最高の実績であった一昨年から更に一〇%以上上乗せをしまして、初めて六千億円台に到達しています。それから、六次産業化の取組も着実に進展しています。いわゆるA―FIVE、農林漁業成長産業化ファンドの出資決定件数は、プラン作成前は五件でしたが、四月七日現在で五十六件というこ

とで大幅に実績を伸ばしています。それから、米の生産調整の見直しについても、行政による生産数量目標の配分に頼らない三十年産の生産、これに向け、自主的な生産の判断を促すために二十七年産の生産数量目標については幅を持たせて配分をするなど工夫を行っております。多面的機能支払制度については、二十六年産に制度が創設されましたが、従来の農地・水保全管理支払の取組面積から約五十万ヘクタール増加しまして二百万ヘクタールの取組面積まで拡大しています。

一方、農地中間管理機構は、人と農地の問題を解決するための切り札ということで整備をしましたけれども、二十六年産が実質的初年度であり、この初年度の実績を検証、評価して、必要な改善策を講じ、全都道府県で早期にこの機構の事業を軌道に乗せていく必要があると思っています。各都道府県には、三月末の各種データを整備して報告頂きたいことをお願いをしています。それに基づき、それぞれの都道府県の機構を横並びで評価をしたいと思っています。潜在的には出し手がありますが、今のところまだそこに達するような状況にもなっていないというふうに見られていますので、しっかりとこの実績を検証し、更にこの施策を進めていかなければならないと思っています。



2015.4.12 第37回日吉津村チューリップマラソン



2015.4.19 宇部神社「御幸祭」(鳥取市)

質問(舞立)

輸出や六次産業化の関係、そして多面的支払が二百万ヘクタールまで拡大ということ、恐らく日本の農地が約四百六十万ヘクタールあると思います。その半分近くまで行っているということは、この短期間で大きな成果があるんじゃないかと思えます。一方、これだけ増えたということは、日本型

直接支払の予算が足りるかどうかという不安な部分も覚えましたので、またこれは引き続きウオッチしていきます。やはり農地中間管理事業の関係については、三月末のデータを各都道府県から出してもらって検証するとの話でした。私も、この問題についてはまた改めて場を設けて質問したいと思っています。平場と中山間地域において、やはり中山間地域ではなかなか進まないというお話を聞く中で、例えば今、平場であろうと中山間地域であろうと農地集積協力が一律に払われていると思いますが、その配分を、平場と中山間地域で中山間地域をもうちょっと手厚くしたら進むのではないかと、いろんな声がありますのでよろしくお願ひします。続いて、新規就農者の関係に移ります。今、基幹的農業従事者の平均年齢、もう六十六歳を超えていると。六十五歳以上の方が六割を占め、四十代以下の方は一割ということで、非常にアンバランスな状況です。

そこで、持続可能な力強い農業を実現していくためには、やはり農業の外からの青年層の新規就農、これを促進して、世代間バランスの取れた農業構造にすることが重要で、今、農水省は、年間定着ペースで二万人から、二万人に倍増して、できれば十年後には現在の二十万人を四十万人にしたいという目標の中で取り組んでいます。その推進策として貴重な制度、青年就農給付金、準備型、独立型の二つありますが、そして農の雇用事業という二

つの柱で取り組まれていると思いますが、この制度については、これまで様々な運用改善を行って頂いてますが、やはり、いまだ、現場の農家や都市部で農業に関心を持っている方々、そして、親が農業をやっている子は都会に出ている方々を含め、まだちょっと関係者への周知が十分じゃないのかなというふうに思いますが、これら二つの事業について、まず、平成二十四年度の制度導入時から現在までの運用実績や制度の改善状況について伺います。

答弁(奥原経営局長)

青年就農給付金の運用実績と制度の改善状況ですが、世代間バランスの取れた農業構造にしていこうという観点で、平成二十四年度から、原則として四十五歳未満の方を対象として、この青年就農給付金、これは準備型と経営開始型とありますが、この事業と、それから農の雇用事業、これを総合的に実施しています。

まずこの実施状況ですが、青年就農準備金の準備型は、研修中の二年間助成をするのですが、まずこの実績については、平成二十四年度は千七百七人です。それから二十五年度が二千百九十五人という状況になっています、特にこの準備型につきましては、平成二十五年度の補正予算から研修終了後に親元就農する方にも給付金を出すという形に変えています。それ以前は親元就農は一切対象になっておりません

でしたが、この二十五年度の補正からは、就農五年以内に経営継承するという条件を満たせば給付対象になる形で条件を改定をしています。

それから、青年就農給付金の経営開始型、独立をして農業をやる場合に五年間給付金を出すという方ですが、これの実績は、二十四年度が五千八百八人、それから二十五年度は七千八百九十人になっています。こちらについても、二十六年度については、給付対象者を認定新規就農者に焦点を当てていく形の見直しを図っています。それから、この二十七年度からは前年度の所得に応じて給付金の額を変動させるスライド制も導入してまして、所得控除のインセンティブを与えるという形の工夫をしています。

それから、農の雇用事業、これは法人等が若い方を雇った場合に、この雇っている方に二年間助成金が出る仕組みですが、こちらの実績は、平成二十四年度が三千五百一人、それから二十五年度が五千三百三十一人という形になっています。こちらも、二十五年度からは、法人の職員の方を法人の次世代の経営者として育成していくため、先進的な農業法人あるいは異業種の法人に研修派遣する経費を助成する次世代経営者育成タイプというのを追加をしています。また、二十六年度からは、雇用した新規就業者の新たな法人の設立あるいは独立に向けた研修に必要な経費を助成する法人独立支援タイプといたったものも創設しているところでです。

こうした事業のPRも図りながら、事業の中身についても逐次改善を図り、定着を図っていきたいと考えています。

質問(舞立)

少しずつ運用を改善していると、それで実績も着実に増えているというところですが、引き続き弾力的な運用に努めて頂きたいと思います。先ほどの経営開始型のところですが、昨年度の補正で運用改善して頂きましたが、前年所得の二百五十万円で打ち切りとしていた理由、そして三百五十万円まで調整措置を講ずることとしたその見直しの具体的な理由と、また、昨年度打ち切りとなった方、これまでどの程度存在したのか、そして、その方々の所得の内訳として農業所得、給与所得等々色々ありますが、合計所得で一律に二百五十とか判断しているということ、で、主にとどの種類の所得で打ち切りとなったのかについて伺います。

答弁(奥原経営局長)

青年就農給付金の経営開始型でなぜ二百五十万円の所得があると翌年はこの給付金を打ち切りという形にしていたかといいますと、この経営開始型の給付金は、経営開始直後の青年就農者の所得の確保を支援することですが、都道府県が掲げております新規就農者の所得の目標金額、これが大体二百五十万円程度となっていることを踏まえたものです。

その後、平成二十五年の十一月に行

政改革推進会議の秋のレビューが行われて、この中で、二百五十万円の所得を超えた場合に突然翌年の給付がなくなる仕組みでは、自分の農業所得をこの二百五十万円を超えて上げようというのではないかと、そのような指摘もありまして、所得に応じた補助金額のスライド化をすべきという指摘も受けたところです。こういったことも踏まえ、二十七年からは、前年の所得が百万円から三百五十万円になるまでは所得に応じて給付金をスライドさせる、変動させる制度にしています。前年のいろんな給付金以外の所得が百万円のとときに給付金額が百五十万円、ほかの所得が三百五十万円になりますと給付金はゼロになる、こういうスライド制ということですが、これを導入して新規就農者の経営発展に向けた取組を一層促進する形にしたところでです。

次に、これまで所得制限により給付を停止した人数でございすけれども、平成二十四年の総所得が二百五十万円を超えたために二十五年度に給付停止となった方は、全部で百八十九人います。前年の所得の内訳ですが、この所得の確認は給付の主体である市町村が所得証明書によって確認していますが、詳細に把握をしているわけではありませんが、市町村から聞く範囲では、給付対象者は農業を専門にやっておられる方が中心ですので、農業所得が大宗を占めていると考えています。

質問(舞立)

新規就農者の方の二百五十万という県の目標、非常に夢がないかと、もうちょっと夢を与えて頂きたいと思えます。例えば、先ほど所得の内訳を聞きました。給与所得の二百五十万と農業所得の二百五十万では全く多分実感が違うと思います。給与収入ベースでみた場合、例えば三百八十万で、給与所得控除で二百五十万になると。それはスーツだとか靴だとか、必要経費だということで理論的に控除されていますが、農業所得はまさに収益から生産コストというか必要経費を差引いた後の本当の手取りというか、そういう話であります。まさに給与所得のみが二百五十万ということであれば、収入ベースは三百八十万ももっているわけですので、別にそこは二百五十万の打切りでよかったと思いますが、農業所得の観点でいえば、やはり農業所得倍増を目指している状況で、ある意味打切りになった方が百八十九人いらっしゃる、この方々は、実はひょっとしたら本当にすごい農業人になってくれるかもしれない、リーダーになってくれるかもしれない、すごい稼ぎ頭になるかもしれないという非常に可能性のある方達です。ここはもう少し踏み込んで農業所得と農外所得を精査すべきだと思いますし、ほとんどが農業所得というふうにお聞きしましたので、今各県が認定農業者の所得目標、一番低いところで三百万とか、高いところで

六百万とかあるように聞いていますが、やはり、頑張れば農業開始直後でも所得は上げられる、国の支援も得られる、だから、そこは四百万でも五百万でももう少し上げてほしいんじゃないかと思っています。このほか、親元就農の五年以内の経営移譲の関係ですとか、私が去年から言っております四十五歳の要件、父ちゃん、母ちゃんに加えて息子も付いてくるみたいな、そういったようなこととか、やはりまだまだ運用改善できる余地は結構あるのかなと思っていまして、来年度検討させていただきます。地方創生の本格的な交付金創設の際には、是非、地方の、地元の要望とかもよく聞いて頂きながら、キャッチボールを深めていただきながら、異次元の対策の一つとしてこれは目玉になると思いますので、御検討をお願いいたします。時間がないので最後に、この新規就農者対策、要望だけ言っておきませんが、実りあるものにしていくために、給付金終了後の五年なり長いスパンで温かく見守って頂きながら、適切に把握、フォローしていく環境、農家の方は国がしっかりと見守ってくれているという安心感があって、やはり自然の影響等受けやすく経営が不安定なものですから、そういう安心感あって頑張れる部分もありますので、国はもちろん、県、市町村も含め、現場の農家の方々とできるだけ中長期的に長い期間付き合っていける体制整備をお願いします。



2015.5.17 鳥取県中部建築士会「第60回定期大会」

平成27年5月21日

● 二十世紀梨の台湾向けの輸出問題について

● 太平洋クロマグロの資源管理の取組等について

● 林業振興（森林整備加速化・林業再生基金事業の拡充・継続）について

質問(舞立)

今般、台湾による福島の原発事故を理由とした日本産食品の輸入規制の強化について、二十世紀梨などを輸出している鳥取県としては情報収集などに追われています。輸出検査証明書も産地証明とみなされるかなど運用面で不明な部分もあり、これについて状況を伺います。

答弁(櫻庭食料産業局長)

台湾のことですが、今般、一方的な

輸入規制です。誠に遺憾な措置ですが、引き続き、外務省、経産省と連携し、一体となって交流協会を通じて規制の撤廃を求めてまいります。鳥取の二十世紀梨の話がありました。台湾ではリングが非常に有名ですけれども、二十世紀梨も非常に好まれています。台湾向けの昨年の輸出数量は四百九十九トン、うち鳥取県が二百九十トンと、大半が鳥取県です。そのうち二十世紀梨が二百五十二トンという形で、台湾への梨の輸出の主力は鳥取の二十世紀梨と位置付けられているところです。

それで、植物検疫所の証明書を台湾側から求められているところですので、今まで、その輸入が停止されている原発被災の五県産以外のものは植物検疫証明書をもって台湾へ輸出することが可能でして、二十世紀梨も既存のもので可能ということで、輸出事業者への新たな負担は生じないということで承知しています。



2015.5.10 第60回鳥取県植樹祭

質問(舞立)

輸出促進、しっかり進めて頂きたいと思ひますし、この二十世紀梨の問題については支障はないようですが、他品目で影響のあるものもあると聞きしていますので、是非、科学的根拠に基づき、台湾には毅然とした対応をお願いします。続いて、本日は、私の地元鳥取県の水産都市である境港の生命線とも言える太平洋クロマグロの資源管理の問題を集中的に取り上げます。

現在の水産業は、地球温暖化等による海洋環境の変化、水産資源の減少、近隣諸国の乱獲、燃油等のコストの高止まり、魚価の低迷、担い手不足など、大変厳しい経営環境にさらされながらも、国が描く水産日本の復活に一縷の望みを懸けて、私の地元もそうですが、全国の漁業者、卸売、仲買、製氷、運送、飲食業など、裾野の広い水産関係者一同が歯を食いしばりながら頑張っているところとす。林大臣の所信にも、漁業者の所得の向上を図るため、浜の活力再生プランの策定による構造改革を推進する、その上で、資源管理の推進や担い手、漁船漁業の体質強化、省コスト型の生産体系への移行、輸出促進等を推進し、収益性の高い持続可能な漁業、養殖業を展開していくと記述されており、私もそうした方向でしっかりと取り組んで頂きたいと思っています。

現在、太平洋クロマグロの資源管理の問題については、クロマグロの資源回復には産卵親魚の規制を強化すべき

といった科学的根拠に基づかない議論を展開して、NHKの「クローズアップ現代」とか月刊誌ウェッジなどのマスメディア、そしてインターネット等を利用してながら感情論や感覚論に訴えて世論形成を図る動きが一部見られ、私としては非常に遺憾に思っています。水産日本の復活にあたり、資源管理の取組を適切に行い、昔のようにまたたくさん漁獲できる環境を整備することは重要な要素の一つだと考えますが、一方で、十分な科学的根拠もなく、有効とは言えない資源管理を無理やりやって、それを生業にされておられる漁業者始め多くの関係者の経営や生活が窮地に追い込まれるとしたら、それは水産日本の復活どころか復活前に立ち直れなくなる事態となり、そんなことは私は絶対やっては駄目だと考えています。

この資源管理の推進に当たりましては、漁業者や加工業者等多くの関係者が関係しているだけに、感情論、感覚論に陥ることなく、足下の水産業の振興に支障がないよう留意しつつ、確実に資源が回復するという科学的根拠、正確な事実関係等に基づき関係者一同が心を一つにして取り組んでいけるよう、冷静に議論する必要があると考えています。そこで、まず初めに、本日の配付資料、ウェッジの二枚物ですが、五月号のクロマグロの記事につきまして、この東京海洋大学勝川准教授の投稿記事全般について、水産庁の見解を伺います。

答弁(本川水産庁長官)

太平洋クロマグロは資源状態が非常に悪化しています。

本日の配布資料でいえば、太平洋クロマグロの資源状況というのが三枚目の資料の上側に書いてありますが、このような形で低位の水準にあります。これ、国際的に利用している資源ですので、北太平洋まぐろ類国際科学委員会ですべての資源評価を行い、どういう措置が効果的かという話をずっとしてきています。

配布資料の一番最後のページの下側を御覧頂くと、そのISCという科学委員会が行ったシミュレーションの資料があります。赤の線で取り組んでいった場合にこのような回復をしていく、これ以外ではなかなか回復が見られないといった試算もした上で、国際合意に基づき、ここにありますように、小型魚を五〇%削減するという場合にはこの赤のような改善が見られると、そういう科学的根拠に基づいて小型魚を中心に資源管理を行っていく、そのようなことがWCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)で決定され、これを今、日本国内で実施しようとしているところとす。こういった中で、この記事については、大中型巻き網漁業による成魚、産卵をする親の魚の漁獲の一部を殊更にクローズアップをして、これが太平洋クロマグロ資源全体を危機に陥れるとの主張がなされているわけですが、私どもとしては、率直に言って公

平性や科学的根拠を欠くものではないかと考えています。

質問(舞立)

私も同感です。個別に入っていくますが、このウェッジの資料の一枚目で左下に三十一ページと書いてありますが、その上から二段目、右から五行目、傍線部分、二〇〇四年から日本海の産卵場に集まってきた産卵群を巻き網が一網打尽にするようになった。それ以降、日本周辺でのクロマグロ成魚の漁獲量が減少している。親魚が集まる産卵場で集中漁獲をした結果、長年蓄えられてきた産卵親魚をあっという間に切り崩してしまったのだ。」と書かれています。事実関係を伺います。

答弁(本川水産庁長官)

太平洋クロマグロの未成魚の発生については、親魚の資源量にかかわらず環境要因に左右されるところが非常に大きいと認識しています。

北太平洋まぐろ類国際科学委員会、ISCという科学者の方々の集まりの場では、太平洋クロマグロの親魚資源が減少していることについて、漁獲のほとんどがゼロ歳から二歳までの未成魚が大半を占めており、近年、この漁獲が増大したこと、それから一方で、未成魚の発生が少くない年が頻発をし、その結果、親魚まで生き残る魚が少なかったことが主な原因であるというふうに分析しています。

このように、ISC、科学委員会は

日本海の産卵場での漁獲が親魚資源の減少につながったということは言うっておりませんが、ウェッジに記載のあるような、〇四年から始まった日本海の産卵場での漁獲の影響により成魚の資源量や漁獲量が減少してきたという指摘は、事実とは異なるのではないかと考えています。

質問(舞立)

同感です。再度縦二枚の資料のページの上の表を見れば分かると思いますが、要は、一九九五年ぐらいから今までずっと確かにクロマグロは減ってきているわけであって、〇四年から境港で巻き網を開始してから減少したわけではないことが分かりますし、〇四年からその減少率が大きくなったわけでもないことが分かると思います。巻き網は昔から実施されていますし、この親魚量と加入量の間に有意な関係は見られないとISCの科学委員会の方も言っています、そうだからこそ、未成魚の漁獲抑制が最も効果的といって今頑張っているところなので、こうした事実誤認の記事を載せられるのはいかがかと思います。

次に、同じくこのウェッジの一枚目で、三十一ページの上から二段目、左から二行目のところの傍線部分ですが、「産卵場での集中漁獲の結果として、生まれてくる稚魚の数が急速に減少している。」との記事についても事実関係を伺います。

答弁(本川水産庁長官)

水産庁が発表した二〇一四年の加入量調査において、二〇一四年生まれの加入は低かったということが見られています。三枚目の下側、親魚資源量・産卵量の動向と小型魚の加入状況という資料です。ここにチャートが五つ載っていますが、その右側のグラフを見て頂きたいと思えます。上側は、横軸に産卵の親魚資源量、親魚の資源量を取っています。それから、縦軸に産卵量を取っています。このように産卵量と親魚の資源量というのは右肩上がりの正の相関があると見受けられます。当然ながら、親魚が多いほど産卵量が多いというのがこの右側の一番上の資料です。それから、その下側は、親魚の資源量と今度は卵で生まれてある程度の大きさまで育って未成魚として加入してくる魚の量というものを取っています。ここでは、同じ親魚量のところから上に上っていても多かったですり少なかったですりうのが見て取れると思います。

このように、クロマグロの幼魚の加入量は親魚の資源量とは無関係にそれぞれ変動しているといったようなことでして、産卵数よりも、産卵をするということよりも海洋環境の方がやはり大きく影響するのではないかと。たくさん卵が生まれても、その時々海洋環境により未成魚まで生き残るかどうかが、こういったことが大きく影響して

いるわけであり、産卵場の産卵、親魚資源量の産卵が全てを規定していることでは決していないというふうに見受けられます。それから、北太平洋まぐろ国際委員会、先ほどのISCも、日本海の産卵場での漁獲が親魚資源の減少につながったとはしておりませんが、先ほど指摘があったウェッジの記事の産卵場での集中漁獲の結果として生まれてくる稚魚の数が急速に減少しているという指摘は事実と異なるのではないかと考えています。この点については、私どもの担当課長の方から、このウェッジの原稿を書かれた勝川准教授に対し、資源の悪化が日本海の巻き網による漁獲に起因するとした科学的な根拠は何でしょうかということを事務的に伺っている状況です。

質問(舞立)

ごもっともだと思います。先ほどの縦二枚の二ページ目の下の表で太平洋クロマグロの産卵量ですが、日本海で三割弱、南西諸島で七割強となっています。仮に日本海側で、今自主規制、上限二千トンにしていますが、この産卵量に与える影響は全体の六%程度ということが表で書かれております。日本海側の影響は小さい、そして、親魚と稚魚の相関関係は確認されないほか、生存率、先ほども言われたように海洋環境により大きく影響されるということとで、ほとんど関係ないことが分かるかと思えます。

次に、ウェッジの二枚目の資料の右

下の三十二ページのところ、上から二段目の傍線が、二段目で右から一行目ですね、「残念なことに」と、長く傍線を引いていますが、この部分の事実関係を伺います。

答弁(本川水産庁長官)

ここには、資源に甚大な影響を与える産卵場の巻き網規制は無規制のままだと書いてありますが、この産卵場については、色々な議論を踏まえ、親魚の漁獲全体について二〇〇二年、二〇〇四年の水準で抑制をするとの一環として、日本海の大中型巻き網業界においては二〇一一年漁期から六月、八月の産卵親魚の漁獲量を二千トンに抑制する自主的な措置を講じているところです。この点については、更に踏み込んで、本年漁期からは、自主的な取組を強化して八月の操業を自粛するとともに、六・七月の漁獲量が千八百トンを超えないよう管理をするということとを巻き網業界として決定している状況です。

質問(舞立)

決して巻き網団体は何もししていないというよりは、頑張っているということとです。今まで二千トンでやってきて、今年から未成魚の取組が本格的に始まるということで、巻き網側からも苦渋の決断としてこの千八百に更に抑制するという決断もされています。そうした資源管理を取り巻く状況を総合的に考慮した上でこの巻き網側の決

断に、私としては敬意を表したいと思
います。

続いて、ウェッジの二枚目に戻りま
すけれども、右下の三十二ページのと
ころのまたちょっと上から三段目の右
から五行目のところから始まります、
これも長い文章ですが、「クロマグロ未
成魚は日本中の小規模漁業者が多種多
様な漁法で利用している。それに対し
て、クロマグロ産卵群を漁獲している
のは少数の水産大手企業の巻き網漁船
のみだ。普通の国は大規模な漁業から
規制していくのだが、…」と書かれて
いますが、この事実関係も伺います。

答弁(本川水産庁長官)

中西部太平洋まぐろ類委員会では、
小型魚の削減が急務とされていますの
で、漁業種類を限定せずに、小型魚の
漁獲実績がある全ての漁業に対し小型
魚の漁獲を抑制する取組を行っている
ところです。巻き網漁業に対しては、
沿岸の漁業者以上の削減率になるよう
に漁獲上限を設定しているところです。

また、大型魚、親魚につきましては、
昨年中西部太平洋まぐろ類委員会に
おいて漁獲量を〇二年〇四年の平均
漁獲量以上に増加させないという努力
規定が導入されており、日本の漁獲上
限は四千八百八十二トンとなったこと
ろです。これに加え、巻き網業界では
日本海の産卵期における漁獲自主制限
をこれまで二千トンで実施をしてきて
おり、これを六・七月に限定して千八百
トンということで更に強化をしている

状況にあります。

このように、巻き網漁業を含む関係
する全ての漁業に対しまして資源管理
の取組を求めているところであり、零
細漁業者にのみ規制をかけて、資源に
最も影響を与えている大手企業は放置
しているというのは事実と異なります。

質問(舞立)

産卵親魚にかかる巻き網団体への規
制強化は不相当としまして、一方で、
このウェッジの記事にある長崎県岐
市のように、マグロを捕りたくてもあ
まり捕れなくなったというような沿岸
漁業者も存在し、沿岸側が何とかして
くれと主張されることにはやはり感覚
論、感情論としては理解できませんし、
それはそれできちんと受け止める必要
があると思っておりますが、水産庁と
しては、この沿岸漁業者のこうした主
張に対してどのように受け止め、どの
ように対応しているのか伺います。

答弁(本川水産庁長官)

やはり、これまで捕れていた未成魚
のクロマグロの漁獲を抑制するという
ことになれば、それなりの収入の減少
もありますし、沿岸漁業者の方々、特
に規模の大きい沿岸漁業者の方々の
不安があることは十分承知をしてい
ます。このため、今回の資源管理措置
の導入に当たっては、全国五十か所以
上の現地説明会、全国の説明会等によ
って意見交換を行い、巻き網のみならず
全ての漁業で資源回復のための犠牲を

払う必要がある、このような旨の説明
を行っているほか、現在も都道府県が
開催する漁業関係者への説明会に水産
庁職員が出席し、意見を伺っている
ところです。この中で、やはり収入が減
少した場合の支援策、こういったもの
を講じてほしいという強い御意見を頂
いています。このため、平成二十六年
度補正予算において、太平洋クロマグ
ロについて、漁業収入安定対策事業を
拡充し、従来よりも厳しい資源管理に
取り組む場合には補填割合を引き上げ
るなどにより手厚い減収補填を行える
ように措置してきたところです。

今後とも、そういう沿岸漁業者の方々
のお気持ちをも十分踏まえながら、関係
者の意見を丁寧にお聞きし、管理手法
を改善しながら適切な資源管理に取り
組んでまいります。

質問(舞立)

是非丁寧な対応をお願いします。恐
らく沿岸側も、西日本の例えば九州の
側と東北、北海道の側で、漁獲域が北
上していると言われている中で、恐ら
く東北、北海道の沿岸漁業者の方はあ
まりそんなに全然捕れないといったよ
うな感覚はないのかなと思っていまし
て、その辺、地域差があると思いま
すので、やはり現場現場ごとに丁寧な対
応をお願いします。

今回ウェッジの記事を取り上げまし
たが、いろんなところで賛成、反対と
いったような、ちょっと感覚、感情論
の議論があるところでして、そこはやつ

ぱり建設的ではなく、私は非常に残念
に思います。間違った情報が一般社会
に流布していくと、やはり多くの方が
誤解を生じ、クロマグロへのイメージ
をはじめ、流通や消費等にも悪影響が
生じるのではないかと懸念しています。
是非、国としてもこうした問題を冷静
に受け止め、しっかり事実関係、取組
状況などを説明、周知し、できる限り
世間に誤解を与えないよう努めていく
べきと考えますが、現在の取組状況で
すとか対応方針等について伺います。

答弁(本川水産庁長官)

我が国は太平洋クロマグロの最大の
漁業国であり、最大の消費国です。そ
ういう国として資源回復に向けた措置
を確実に実施していくことが重要であ
り、そのためには漁業者をはじめ流通・
消費分野を含む幅広い関係者の方々の
理解と協力を得ることが不可欠であり
ます。このため、太平洋クロマグロに
係る資源状況、国際合意の内容及びそ
れを踏まえた我が国としての資源管理
の方向性について、先ほど来申し上げ
た説明会で説明したり、関係者と意見
交換をしたり実施してきておりますし、
先生が今日お出しになった資料の大半
は私どものホームページでも掲載させ
て頂いてたりして周知を図ってきてお
ります。それからさらに、資源管理問
題全体につきましては、明日、閣議決
定を予定しております今年度の水産白
書においても、相当数のページを割い
て、諸外国の資源管理の状況も含め、

広く国民の皆さんにお知りいただくよう工夫をしています。そういうホームページで公表するなど、正確な情報の周知を図っており、引き続き、積極的かつ正確な情報発信に努めてまいりたいと考えています。

質問(舞立)

やはり、クロマグロといいますが、太平洋、西は日本の南西諸島、台湾沖から、東はメキシコまで、広範囲に回遊する高度回遊性魚です。今のこのクロマグロの現状につきまして、本当に少なくなってしまうのか、そして、地球温暖化など海洋環境が変化したことにより、回遊域がかなり北上しているんじゃないかなど、やはり、より詳細な観測調査、研究評価が求められていると私は思います。そうした上でないと、正確な情報がないと、やはり全国の現場の漁業者の思いに正面から応えることにはならないと思いますし、資源管理を有効に機能させていくためには、一人一人の漁業者の高いモラルと、そして海やクロマグロに対する思い、そして水産庁を含め、信用できる機関の科学的データ、根拠に対する信頼があつてこそと考えています。クロマグロ問題の最後ですが、農林水産省においては、クロマグロの資源管理に当たり、関係者から広く理解が得られますよう、そして、より効果的な資源管理がなされるように、観測地点の拡大や調査手法等の充実をはじめとする資源調査、研究評価体制の予算及

び体制面の強化をして頂きたいと考えていますが、大臣の見解を伺います。

答弁(林大臣)

クロマグロをはじめとして、水産資源を適切に管理していくことは、漁業や関連産業、浜の活力再生にとって、魚を持続的に捕るための基本になる役割、これを担うものだと認識しています。昨年、水産庁が開催した資源管理のあり方検討会の報告においても、データ収集の強化、海洋環境の影響解明、こういうことによって資源評価の精度向上を図るべきとお取りまとめ頂いたところです。農林水産省としても、これまで、平成二十六年以降、クロマグロの未成魚のモニタリング調査の強化などを行ってきていますが、今後とも、資源管理を行う上での基礎となる資源調査、これを的確に行ってまいります。

質問(舞立)

是非ともよろしく願います。その後、林業振興について質問します。温室効果ガスとの関係ですが、温室効果ガスの削減をめぐり、二〇二〇年以降の世界の気候変動、地球温暖化対策の新たな枠組みについて、年末に開かれる国連気候変動枠組条約、UNFCCCの第二十一回締約国会議、COP21ですが、この場での合意を目指しているところですが、準備が整った国は本年三月までに国連に提出することを要請されていたところ、政府、環境省の

方ですが、三月の提出は見送り、検討を急ぐ考えを示されています。今後、来月の六月にドイツで開催されるG7、はたまた遅くとも秋には国連に提出する必要があります。

この温室効果ガス削減の問題については、CO2の排出源、吸収源の両面での対応が必要となりますが、日本の火力発電等に係りますCO2の排出抑制の方の処理技術は世界最先端と言われている、これ以上の排出源対策はそんなに期待できないと私は思っており、やはり日本の強みとして、豊富な森林資源を最大限活用し、吸収源対策に多くを頼らざるを得ないんじゃないかと考えています。

この点、昨年の与党税制改正大綱ですが、「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、COP21に向けた二〇二〇年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。」と記載されています。この大綱の文脈からは税財政両面での対応が考えられますが、この森林吸収源対策で有効と考えられる施策として、私もいつも言っておりますが、森林整備加速化・林業再生基金事業があります。この事業は、地域の実情に応じて、関係者の合意の下で、間伐、路網整備、木材加工流通施設や木質バイオマス利用施設の整備

など、川上から川下に至る対策を総合的に実施するもので、森林吸収源対策のみならず、この林業、木材産業の成長産業化にも大きく貢献し、森林の多面的機能の維持、発揮のほか、山村地域におけます新規就業者の増加など、大変重要な事業と認識しています。本事業は、これまでずっと補正で措置されてきていますが、いよいよ一層森林吸収源対策を進めなければならぬという環境の中で、私は当初予算で措置する時期が来たんじゃないかと思っています。財政面での捻出が、税制面での新税での対応など、いずれの対応になるにせよ、この森林整備加速化・林業再生基金事業については、これまでの殻を破り、KPIを定めた上で、これまで以上に、地域の実情に応じた様々な林業、木材産業に関する施策を幅広く実施できるように、例えば地方創生に係る新たな交付金としてリスタートするなど、何らかの形で確実に当初予算に位置付けるべきと考えますが、大臣の決意を伺います。

答弁(林大臣)

御指摘のあった森林整備加速化・林業再生基金事業ですが、平成二十一年度の補正で措置をされて以降は、今まさに御指摘がありましたように、緊急の経済対策や東日本大震災からの復興対策ということで、基本的には補正予算で、ただ、複数年支出が可能なものとして基金で措置をされてきました。

一方で、昨年の六月の骨太の方針な

どにおいて、既存基金の積み増しについては財政規律の観点から厳に抑制するという、これは政府全体の方針ですが、基金の活用に関する方針が示されたことから、平成二十六年度の補正予算は、森林整備加速化・林業再生対策ということで基金という字が取れており、木質バイオマス発電施設の整備に関する資金融通は引き続き基金としての措置はできましたが、その一方で、間伐とか路網整備、それから加工流通施設の整備、こういうものについては単年度の交付金五百二十六億円ということで、先ほどの基金と合わせて五百

四十六億円を措置したことになったわけですね。これまで、当初予算による単年度事業と、それから、補正で基金によって複数年回せると、これを組み合わせることによって森林・林業政策をやってきたのですが、先ほど申し上げましたように、今般、基金事業の一部が単年度事業化されたということもありますので、今後は、既存事業との関係も含めて、今御提案のあったことも含めてどういうふうに対応していくのか、政府・与党として一体となつてしっかりと検討していきたいと思えます。

国民生活のためのデフレ脱却及び 財政再建に関する調査会

平成27年5月20日

●「経済の再生と財政再建のあり方」にかかる中間報告書のとりまとめに向けた意見発表

意見発表(舞立)

これまで、日銀の量的・質的金融緩和とその効果、そして金融政策の在り方、そしてデフレ脱却、成長戦略、日本の財政事情と財政再建への取組について議論し、様々なお話、貴重な御提案を頂きました。改めて、デフレ脱却なくして経済成長なし、経済成長なくして財政再建なしという思い、やはり短期的にはデフレから完全に脱却した

と言える環境、そして持続的な経済成長ができる土台を整備していくことが最重要課題だと再認識したところです。その上で、地方の成長なくして地方創生なし、地方創生なくして国の未来なしという決意が芽生えてきまして、中長期的にしっかりと地方に対する財政措置をしながら政策を前に進めていくことが重要と考えています。この点、マクロ金融、経済、財政政策、これら三つをしっかりとバランスよく一体的に実行していくことが何より重要であると分かりました。

現在の金融経済政策は、比較的順調に進んでいると考えていますが、そうした中で、やはり三番目の歳入

した中で、この夏に予定される二〇二〇年のプライマリーバランス黒字化を目的とする財政健全化計画の策定が、この優先課題でありますデフレ脱却や経済再生の流れに水を差すことにならないかどうか非常に重要な分岐点になると考えます。

先日の西村副大臣からの答弁で、歳出削減ありきでの財政再建ではないと言われたことは評価しますし、現在、政府や経済財政諮問会議が検討している財政健全化の三つの柱、つまり、一番目、デフレ脱却・経済再生、二番目、歳出改革、三番目、歳入改革、その項目立て、優先順位は妥当なものだと思えます。

以前から主張していますが、既に日本は歳出改革を相当やってきて小さな政府となつています。社会保障以外の歳出が先進国でも最低水準まで落ち込んでいる中では、この歳出改革をやるに当たっては、主に社会保障費の自然増や効率化、重点化すべきと考えられる改革をやる以外は、あまり私としては大きな額の捻出は期待できないと考えていますし、社会保障以外に必要以上で切り込んでいけば、今度こそ地方そして日本は立ち上がれなくなるんじゃないかと懸念しています。そして、この社会保障の効率化に当たっても、高齢者の方のみならず現役世代や次世代まで大きな影響を与えるだけに、相当慎重に広く理解が得られる形で進めていかなければならないと考えます。

改革が鍵となってくるわけですが、税の部分は与党の税制調査会での影響を受けるにしても、やはり税以外の、税外収入を財政健全化に用いる議論、もつとやっていいんじゃないかと。政府や経済財政諮問会議でその議論が低調なのが残念に思っています。

消費税は当面一〇%で固定するとしても、それでこの先も大丈夫なのかどうか考える期間をある程度確保する必要があると考えています。そうはいっても五年後にはどうしてもプライマリーバランスを黒字化したいということなので、デフレ脱却や経済成長による税収増、そしてその経済成長に水を差さない歳出改革案を作成し、さらには租税特別措置で捻出できる大義名分があるものはできる限り捻出し、それでも足りない分についてはまさに税外収入の出番で、恐らく確実にその出番が必要と考えています。今から本格的に検討に着手するよう当調査会として政府や経済財政諮問会議に申し入れるべきだと考えます。

いつも例に出して恐縮ですが、今、外為特会の二十二兆円の積立金から例えば十兆円、そして労働保険特会ほか幾つかの特会から合わせて数兆円程度、そして、もう財投会計におきます地方への財政投融资、これから手を引く。地方はもう自ら資金調達できる環境ができております。その地方への財投から手を引くことで五十兆円程度、これだけでも少なくとも六十兆円以上積み上がります。ほかに、有価証券も現金

化できるものは可能な限り現金化する。

仮称ですが、プライマリーバランス黒字化と持続可能な財政運営に対処するための財政調整基金みたいなものを、一つのパイをつくり、来年からでも再来年からでもいいですし、はたまたプライマリーバランスの黒字化目標に足りない、財源不足の詳細が分かる二〇一九ですとか二〇二〇年からでもいいですけども、できる限り早く、毎年の予算編成で、国債の縮減との見合いで必要な財源不足を補えるような取崩し基金の形で用いられればいいかなと思っています。

仮に百兆円捻出できれば、毎年十兆円取り崩したとしても十年は活用できます。また、五十兆円程度であれば、毎年五兆円で十年程度は活用できると思います。その間に、経済成長は順調に進んでいるか、社会保障の改革は効果を出しているか、消費税の再引上げが本当に必要なかどうか等々について十分検討する時間が確保できるんじゃないかと考えています。

長々と話しましたが、まとめると、現在の金融、経済財政政策は、全体としておおむね順調にいったんと思っていますが、これから超高齢化、人口減少社会の厳しい坂を上っていかねばならない正念場のところで、一般会計におけるプライマリーバランス黒字化目標の達成のために、財政原理主義に固執し、一律、一方向的な現場を無視したむちゃな歳出改革をやってしまったように、また昔のデフレに戻らない

ようにすることが何より重要であることを胸に刻んだ上で、二〇二〇年のプライマリーバランス黒字化やそれ以降の財政健全化策を考えるまでのつなぎの役割として、国民生活や経済にできる限り支障を生じないように、何とか先人の皆様たちが積み上げてきた世界一とも言われる日本国のこの資産の一部を今こそ有効活用し、デフレからの完全な脱却、そして持続的な経済成長、そして実りある地方創生を着実に計画的に実現していくべきだと思います。



2015.5.23 舞立昇治社地区後援会「国政報告会」(倉吉市)



2015.5.24 平成27年度美保基地航空祭

第189回通常国会で成立、公布された主な法律の概要

(七月二日現在)

1. 閣法(内閣提出法律案)

地方税法等の一部を改正する法律
(平成27年3月31日法律第2号)

① 概要

(1) 法人事業税の所得割の税率引下げ及び外形標準課税(付加価値割、資本割)の拡大等

[標準税率]

	現 行	平成27年度	28年度以降
所 得 割	7.2%	6.0%	4.8%
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資 本 割	0.2%	0.3%	0.4%

(2)

自動車取得税における「エコカー減税」の見直し

平成32年度燃費基準への置き換えを行うとともに、平成32年度燃費基準未達成の現行

(3)

エコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする措置を講じ、2年延長
自動車取得税は消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に廃止
軽自動車税の見直し
一定の環境性能を有する軽四輪等について、グリーン化特例(軽課)を導入

例：軽乗用車(平成27年4月以降)

対象車	内容
電気自動車等	税率を概ね75%軽減
H32年度燃費基準+20%達成	税率を概ね50%軽減
H32年度燃費基準達成	税率を概ね25%軽減

(4)

二輪車に係る税率の引上げ時期を平成28年4月1日に1年延期
消費税率10%への引上げ時期

- 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成27年3月31日法律第3号）
- ① 概要



2015.2.1 茶道裏千家淡交会倉吉支部「平成27年度定期総会」(倉吉市)

- ② 施行日
原則として平成27年4月1日

- の変更等
 - 消費税率（国・地方）10%への引上げ等の施行日を平成29年4月1日に変更
 - 地方消費税の社会保障財源化分に係る経過措置等所要の措置
 - ふるさと納税の特例控除額の拡充及び申告手続の簡素化
 - 個人住民税のふるさと納税に係る特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に拡充
 - 確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例を創設

- 所得税法等の一部を改正する法律（平成27年3月31日法律第9号）
- ① 概要
- デフレ脱却・経済再生に向けた措置、地方創生に向けた措置、消費税率10%への引上げ時期の変更等のための措置等を講ずるほか、期



2015.2.13 ジオパークによる地域活性化推進議員連盟の総会を開催(東京)

- ② 施行日
平成27年4月1日
- 地方団体が必要とする行政経費の財源を適切に措置するため、地方交付税の総額を16兆7,548億円確保
 - 地方創生に要する財源を措置するため、当分の間の措置として「人口減少等特別対策事業費」を創設
 - 合併団体への特例措置縮減等を緩和する「標準団体」の算定方法の見直し
 - 震災復興特別交付税を5,898億円確保

- 限切れの租税特別措置の延長等を実施
- 〔個人所得課税〕
- NISA（非課税口座内少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置）の拡充
 - NISAの投資上限額の引上げ（年間100万円↓120万円）
 - ジュニアNISAの創設（20歳未満の口座開設可能。年間投資上限額80万円）
 - 住宅ローン減税等の適用期限を平成31年6月30日まで1年半延長
 - 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充（非課税枠・1,000万円↓最大3,000万円）
 - 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設（非課税枠・1,000万円）
 - 消費課税
 - 消費税率引上げ時期の変更及びこれに伴う対応
 - 消費税率10%への引上げ時期を平成29年4月1日に変更
 - 景気判断条項を削除
 - エコカー減税（自動車重量税）の見直し（減免税車の対象範囲を見直した上で、2年延長）
 - 法人課税
 - 法人税改革
 - 法人税率の引下げ（現行25・5%↓27年度以降23・9%）



2015.2.14 「吉田璋也の世界」出版記念の会



2015.2.14 因幡地区郵便局長会通常総会

- ② 施行日
原則として平成27年4月1日
- 欠損金繰越控除の見直し（大法人の控除限度 現行所得の80%↓27年度以降65%↓29年度以降50%）等
 - 地方拠点強化税制の創設
 - 東京23区の本社機能移転（一部移転を含む）を促進するため、地方拠点建物等取得した場合の投資減税の創設や雇用促進税制の拡充

○ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（平成27年3月31日法律第11号）

① 概要

戦後70周年に当たる平成27年に、現在償還中の特別弔慰金が最終償還を迎えることから、国として改めて弔慰の意を表するため、本法を改正し、特別弔慰金の支給を継続する。償還額を年5万円に増額するとともに、5年償還の国債を5年ごとに2回交付（合計で5万円×10年＝50万円）する

② 施行日

平成27年4月1日



2015.2.15 鳥取県選出自民党国会議員合同新春懇談会（鳥取市・倉吉市・米子市）

○ 競馬法の一部を改正する法律（平成27年5月7日法律第18号）

① 概要

海外で実施される特定の競馬の競走について、日本中央競馬会等が勝馬投票券を発売できることとする等の措置を講じる。

② 施行日

公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日



2015.2.22 中国税理士会米子支部・米子法人会共催「税の無料相談」



2015.3.1 鳥取砂丘コナン空港オープニングセレモニー

○ 水防法等の一部を改正する法律（平成27年5月20日法律第22号）

① 概要

多発する浸水被害に対処するとともに、下水道管理をより適切なものとするため、以下の措置を講じる

る

② 施行日

公布日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める

- ・ 浸水想定区域制度の拡充
- ・ 雨水貯留施設の管理協定制度の創設
- ・ 下水道施設の適切な維持管理の推進
- ・ 日本下水道事業団による下水道管理者の権限代行制度の創設



2015.3.7 天神川河川防災ステーション完成式



2015.3.15 鳥取県東部地区自衛隊入隊激励会

○ 電気通信事業法の一部を改正する法律（平成27年5月22日法律第26号）

① 概要

電気通信事業の公正な競争の促進、電気通信役務の利用者及び有料放送の役務の国内受信者の利益の保護等を図るため、以下の整備を行う

- ・ 電気通信事業の登録の更新に関する制度の創設
- ・ 電気通信役務及び有料放送の役務の提供に関する契約の解除に係る規定
- ・ 日本に入国する者が持ち込む無線設備を使用する無線局に係る規定

② 施行日

公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日



2015.3.15 日本消防協会特別表彰 米子市消防団「まとい」授賞祝賀会

○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部

を改正する法律（平成27年5月27日法律第28号）

① 概要

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に、地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業に対する出資等を行わせるもの

② 施行日

公布日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日



2015.3.21 溝口公民館まつり(伯耆町)

○

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する等の法律（平成27年5月29日法律第31号）

① 概要

持続可能な医療保険制度を構築するため、以下の措置を講じる

・ 医療保険制度の財政基盤の安定化

・ 医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保

・ 医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化

・ 患者の申出に基づき厚生労働大臣が定める高度医療技術を用いた療養を保険

外併用療養費の支給対象とする

② 施行日

原則として平成30年4月1日



2015.3.21 第1回境港おさかなロード大漁祭

○

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（平成27年6月12日法律第37号）

① 概要

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行状況に鑑み、以下等所要の法整備を行う。

・ 審判に著しく長期間を要する事件等を取り扱うべき事件か

ら除外することを可能とする制度の導入

・ 裁判員等選任手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護する規定の整備

② 施行日

公布日から起算して6月を経過した日



2015.3.28 税理士による石破茂後援会・舞立昇治後援会「合同定期大会」



2015.3.22 第3回オール山陰アームレスリング選手権大会

○ 郵便法及び民間事業者による信書の

送達に関する法律の一部を改正する法律（平成27年6月12日法律第38号）

① 概要

(1) 郵便及び信書便に関する料金の届出手続を緩和するとともに、

(2) 特定信書便役務の範囲を拡大し、

(3) 特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続を簡素化

② 施行日

原則として公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日



2015.4.12 安来節保存会互楽会優勝大会

○

道路交通法の一部を改正する法律（平成27年6月17日法律第40号）

最近の交通情勢に鑑み、以下の措置を講じる

・ 75歳以上の運転者に対する臨時の認知機能検査制度の導入

・ 運転免許の種類として準中型自動車免許の新設 等

② 施行日

公布日から起算して2年を超えない

い範囲内において政令で定める日



2015.4.25 伯耆地区特定郵便局長会「国政報告会」



2015.4.27 倉吉市ホテル旅館組合定期総会

○ 学校教育法等の一部を改正する法律
(平成27年6月24日法律第46号)

① 概要

- ・ 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、以下の制度を設ける
- ・ 小中一貫教育を目的とする義務教育学校制度を設け、これ

に必要な所要の規制を整備する

- ・ 高等学校等の専攻科のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者が大学に編入学できる制度

② 施行日

平成28年4月1日



2015.5.2 S50会「2回目の成人式」(米子市)



2015.5.2 第8回憲法タウンミーティングにて講演(出雲市)

○ 電気事業法等の一部を改正する法律

(平成27年6月24日法律第47号)

① 概要

- 電気事業、ガス事業及び熱供給事業に係る制度を抜本的に改革するため、以下の措置を講じる
- 【電 力】 送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るための法的分離
- 【都市ガス】 ガス事業法の改正による小売全面自由化等の実施
- 【熱供給】 熱供給事業者に対する供給義務及び料金規制の廃止
- 【規制組織】 独立した新たな規制組織(電力・ガス取引監視等委員会)の創設

② 施行日

- 【電 力】 平成32年4月1日
- 【都市ガス】 全面自由化は、公布日から2年6月以内の政令で定める日・法的分離は平成34年4月1日
- 【熱供給】 平成28年4月1日
- 【規制組織】 平成28年4月1日



2015.5.24 名扇会「おさらい会」(琴浦町)



2015.5.30 「街頭演説会」

○ 地域再生法の一部を改正する法律
(平成27年6月26日法律第49号)

① 概要

- ・ 企業の本社機能の地方移転を促進するために、以下の特例措置等を設ける
- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務
- ・ 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例(オフイス減税)
- ・ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例(雇用促進税制)
- ・ 地域再生計画において、生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点(コンパクトビレッジ)」を形成するために、以下の特例措置等を設ける
- ・ 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導

＊農地転用許可・開発許可の特
例

＊自家用車を用いて地域住民を
運送する際に少量の貨物も運
送可

② 施行日
公布日から起算して3月を超えな
い範囲内において政令で定める日



2015.5.31 ヴィレステひえづ開館記念式典

○ 地域の自主性及び自立性を高めるた
めの改革の推進を図るための関係法
律の整備に関する法律（第5次地方
分権一括法）（平成27年6月26日法
律第50号）

① 概要

地方公共団体等の提案等を踏まえ、
(A)国から地方公共団体又は
(B)都道府県から指定都市等への事
務・権限の移譲を行うとともに、
地方公共団体に対する義務づけ・
枠付けの見直し等を行う。

【Aの主なもの】

・ 農地の総量確保のための仕組

みの充実及び農地転用許可の
権限移譲等

・ 医療用麻薬に係る小売業者間
の譲渡の許可

【Bの主なもの】

・ 指定都市立特別支援学校の設
置等に係る都道府県の認可
・ 火薬類の製造許可等

② 施行日

・ 直ちに施行できるものは公布
日
・ 地方公共団体において条例制
定や体制整備が必要なのは
平成28年4月1日



2015.6.7 自由民主党青年部・青年局全国一
斉街頭行動

2. 議員立法

○ 半島振興法の一部を改正する法律
（平成27年3月31日法律第6号）

① 概要

引き続き半島地域の振興を図るた
め、半島振興法の有効期限を10年
延長するとともに、以下の規定を
整備する等必要な措置を講じるも

の

・ 半島振興計画の内容拡充

・ 産業振興促進計画

・ 地域公共交通の活性化及び再生
就業の促進 等

② 施行日

平成27年4月1日



2015.6.7 福部らっきょう選果場視察(鳥取市)

○ 山村振興法の一部を改正する法律
（平成27年3月31日法律第7号）

① 概要

引き続き山村の振興を図るため、
山村振興法の有効期限を10年延長
するとともに、以下の措置を講じ
ようとするもの。

・ 基本理念を設けることにより
山村振興の方向性をより明確
化

・ 産業振興のための施策に関す
る規定を整備

・ 再生可能エネルギー利用推進
等について配慮規定を整備
等

② 施行日

平成27年4月1日



2015.6.14 ゴールドボディジム33周年記念
祝賀パーティー(倉吉市)

○ 都市農業振興基本法（平成27年4月
22日法律第14号）

① 概要

都市農業の振興に関する施策を総
合的かつ計画的に推進し、良好な
都市環境の形成に資するため、都
市農業の振興に関する以下の事項
を規定

・ 基本理念

・ 基本理念の実現を図るための
基本事項

・ 国及び地方公共団体の責務
等

② 施行日

平成27年4月22日

○ 公職選挙法等の一部を改正する法律
（平成27年6月19日法律第43号）

① 概要

年齢満18年以上満20年未満の者が



2015.6.21 第8回「吉備真備杯囲碁大会」
(鳥取市賀露)



2015.6.20 第15回和田浜工業団地通常総
会にて講演(米子市)

②

国政選挙に参加することがで
きることをするとともに、
当分の間の特例措置として少
年法等の適用の特例を設ける
施行日
公布日から起算して1年を経
過した日



2015.6.27 第5回中部食のみやこフェスティバル



2015.6.26 第51回全国環境連中国地区協議会通常総会・式典



2015.6.28 第60回自民党鳥取県支部連合会定期大会



2015.6.28 道の駅奥大山ブランドオープンイベント(江府町)

『会いに行ける国会議員みわちゃん
ねる突撃永田町!! USTREAM
akasaka plus』に出演しました。

第145回のゲスト
自民党 舞立昇治 参議院議員

みわちゃんねる公式サイト

<http://miwachannel.com>

**インターネットで審議中継
動画がご覧頂けます**

①まずは **農林水産 webtv** **検索**

②『参議院インターネット審議中継』
というサイトへとびます。

③会議名や発言者からの検索がありますの
で観たい審議中継の絞り込みができます。

※動画の視聴は windows のみとなっております。

まいたち昇治事務所



◀まいたち昇治公式 HP
<https://maitachi.com>

まいたち昇治 検索

鳥取 〒680-0832 鳥取市弥生町222
倉吉 〒682-0022 倉吉市上井町1丁目129
米子 〒683-0067 米子市東町177東町ビル

facebook
まいたち公式ページ
<https://www.facebook.com/shouji.maitachi>

g+
<https://plus.google.com/+Maitachi/posts>

TEL:0857-21-5320/FAX:0857-21-5323
TEL:0858-24-5028/FAX:0858-24-5128
TEL:0859-37-5016/FAX:0859-33-5716

Ameba
公式ブログ
<http://ameblo.jp/maitachi/>

YouTube
まいたちチャンネル
<http://www.youtube.com/maitachishouji>